

## I. 序文・前文

- 機構の令和5年4月1日から令和12年3月31日までの7年間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、次のとおり定める。
- 機構は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日内閣総理大臣決定）に基づき、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発、研究開発環境の整備、研究開発成果の普及、研究開発人材の育成・確保等の業務を総合的に行うことを目的としている。また、福島イノベーション・コースト構想による先行的な取組の蓄積をいかし、福島県はもとより構想を担う多様な主体との連携を強化しながら、構想を更に発展させる役割を担うものである。
- 機構の取組は、機構の本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものでなければならない。そのために、機構は、国及び福島県・市町村並びに大学その他の研究機関、企業、関係機関等と連携して、機構設置の効果が広域的に波及し、地域の復興・再生に裨益するよう取組を進めるものとされている。同時に、機構の効果は地域の垣根を越えて波及し、オールジャパンでのイノベーションの創出、科学技術力・産業競争力の強化、経済成長、さらには国民生活の向上に貢献することが期待されている。
- 機構は、理事長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下で、福島の優位性を発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本とした研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の産業化・社会実装や人材育成・確保等についても、その主要な業務として行う。
- 機構は、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を最大限に発揮する。
- 第一期中期目標期間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととし、機構の施設が整備されるまでの間も復興に貢献できるよう、取組を進める。

## II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

国内外に誇れる研究開発を推進し、その産業化、人材育成・確保に取り組むとともに、福島県内での活動、実証フィールド等の活用、様々な主体との連携を適切に行い、機構の設置効果が広域的に波及するよう取組を進める。

### 1. 研究開発に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (i) 研究開発（※詳細は次頁）

日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、福島の優位性を発揮できる5分野の基礎・応用研究を進め、併せて機構ならではの分野融合研究に取り組む。本中期目標期間においては、500報程度の学術論文の発表を目指す。

#### (ii) 研究開発環境の整備

外部供用も視野に入れた施設・設備等の整備を進めるとともに、50程度の研究グループによる研究体制を目指して、魅力的な研究開発環境の整備を図る。

#### (iii) 研究開発に係る情報収集等

研究開発を行うにあたり、福島の復興・再生に貢献する研究開発のニーズや科学技術の進展等、必要な情報の収集を行う。

### 2. 産業化に関する目標を達成するためとるべき措置

企業が積極的かつ柔軟に機構の活動に参画できる産学連携体制を構築する。機構の活動や研究成果等について国民に向けてわかりやすく広報活動を行う。戦略的な知的財産マネジメントや先端技術の事業化経験等を有する専門人材の確保に取り組む。

### 3. 人材育成・確保に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (i) 人材育成

機構において研究者や技術者を長期にわたって連続的に養成する観点から、大学院生等や地域の未来を担う若者世代、企業人材等の人材育成を進める。

#### (ii) 人材確保

クロスアポイントメント等により、国内外の優れた研究人材の確保を図る。

## III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 大学や他の研究機関との連携

福島や全国の大学、教育機関、研究機関、企業、市町村等との効果的な広域連携を進め、MOU（基本合意）や包括連携協定等を30件以上締結する。

### 2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立

理事長を中心としたトップマネジメントに基づき、戦略的かつ柔軟に研究開発等並びに福島の課題把握及び地域との協働等を進めることができる体制を構築する。

### 3. 経費等の合理化・効率化

経費の合理化・効率化、調達合理化及び契約の適正化を図る。

## IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

外部資金の獲得なども段階的・計画的に進めながら、世界水準の研究を実施するために必要な研究資金を確保する。（※詳細は次頁）

## その他主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項

### 1. 施設及び設備に関する計画

国が行う機構の当初の施設整備と緊密に連携しながら、その進捗に合わせ、研究機器など設備面における研究開発環境の整備を図る。

### 2. 人事に関する計画

若手や女性などの多様な人材の確保を図るとともに、成果や能力に応じた柔軟な給与水準等を設定する。

### 3. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する計画

情報発信等による機構の認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に努める。機構の研究開発の成果に関しては、年1回以上の成果報告会を実施する。

### 4. 規制緩和に向けた取組に関する計画

研究開発の進捗に応じて、実地に即した規制緩和に向けた検討を進める。

# 福島国際研究教育機構の中期計画の概要②

## < 機構が実施する研究開発5分野の計画 >

以下の内容を基本に取り組み。ただし、福島の復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施する。

### 【①ロボット】

以下の取組を進める。

1. 廃炉向け遠隔技術高度化及び宇宙分野への応用
2. 防災など困難環境での活用が見込まれる強靱なロボット・ドローン技術の研究開発
3. 先端ICT技術とロボット技術が融合したクラウドロボティックスの研究開発
4. 長時間飛行・高ペイロードを実現し、カーボンニュートラルを達成する水素ドローンの研究開発
5. 防災・災害のためのドローンのセンサ技術研究開発
6. 市場化・産業化に向けた性能評価手法の標準化に向けた研究開発

### 【②農林水産業】

以下の取組を進める。

1. 先端技術を活用した超省力・効率的な生産技術体系の確立
2. 農山漁村エネルギーネットワークマネジメントシステムの構築
3. 新たな農林水産資源の生産・活用

### 【③エネルギー】

以下の取組を進める。

1. ネガティブエミッションのコア技術の研究開発・実証（BECCS、ブルーカーボン等）
2. バイオ統合型グリーンケミカル技術の研究開発
3. 水素エネルギーネットワークの構築
4. 被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援

### 【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

#### ◇放射線科学・創薬医療

以下の取組を進める。

1. 創薬医療分野の研究開発の一体的推進
2. 放射線イメージング技術の研究開発の推進
3. 放射化学、宇宙放射線科学等放射線基礎科学の推進
4. 放射線の影響解明に資する基礎基盤研究・人材育成
5. 中核的な放射線発生装置等の開発・整備

#### ◇放射線の産業利用

以下の取組を進める。

1. 超大型X線CTシステム技術の研究開発
2. 超大型X線CTのための画像処理基盤技術の高度化
3. 現物データ活用によるものづくりの精緻化・効率化

### 【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

以下の取組を進める。

1. 福島原発事故を踏まえた環境動態研究の新たな展開と科学的知見・経験の国際発信
2. 生態系の長期環境トレーシング研究（長期生態学研究）
3. 放射性物質の環境動態評価による物質の動態制御とリスク評価の研究
4. 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信に関する研究
5. 原子力災害被災地における復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究

## < 予算 >

7年間の事業規模として、1000億円程度を想定。外部資金（受託事業収入等）として、7億円の獲得を目指す。

		金額（百万円）
収入	新産業創出等研究開発推進事業費補助金	99,411
	受託事業収入等	700
	計	100,111
支出	一般管理費	11,201
	業務経費	88,910
	計	100,111

【注1】 左記予算額は一定の仮定の下に試算したものである。各事業年度の予算については、事業の進捗により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度において、再計算のうえ決定される。

【注2】 左記予算額には、助成等業務に係る予算を含む。

【注3】 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【注4】 中期目標期間中に支出する人件費を【注1】同様、一定の仮定の下で見積もると、17,731百万円である。

【注5】 「金額」欄の計数は、受託収入等の支出が伴う収入が発生した場合には、その増加する収入金額を限度として、支出の金額を増額することができる。